

## 漁業に関する特定最低賃金の拡大について（参考資料）

### 最低賃金の目的

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること。〔最低賃金法第1条〕

### 経緯

#### ●昭和55年2月 漁船船員の最低賃金に関する建議(船中労第46号)〔概要〕

1. 漁船船員の労働条件の改善をはかり、ひいては企業の近代化に資するためにも漁船船員に対し広く最低賃金制を適用させることが必要
2. また、船員法の適用のない漁業従事者は陸上の最低賃金が適用されていることから望まれるところ
3. しかしながら、漁業の多様性及び漁船労働の特殊性から、全業種について実情にあった最低賃金を同時に設定することは困難
4. 当面、総合的に雇用が大きく、かつ、周年操業を行う業種のうち、未組織船員の存在する業種であって、賃金実態等の把握が比較的容易な4業種について最低賃金を設定
5. その他の業種については、今後、さらに審議検討を行う

↓

- ・遠洋まぐろ漁業 [中央]
- ・大型いか釣り漁業 [中央]
- ・沖合底びき網漁業 [地方]
- ・大中型まき網漁業 [地方]

※ 全て昭和56年度に設定

#### ●平成8年2月 船員中央労働委員会総会

労働者側 ⇒ 漁業分野の最低賃金制度の未適用漁業種への制度の適用について問題提起

#### ●平成25年11月 第48回船員部会

国 ⇒ 新たに最賃額を決定する際は、実態等の把握のほか、審議会の労使等の理解が必要

使用者側 ⇒ 近海まぐろに係る官労使の勉強会の開催に同意

#### ○平成27年6月 近海まぐろ漁業に関する最低賃金勉強会のとりまとめ〔概要〕

現場の賛否の意見を尊重し賃金実態を調査・確認した上で、近海まぐろ漁業への適用の適否を交通政策審議会で審議頂く。近海かつお漁業についても同様に審議頂く。